

## 独立行政法人国立美術館における館長の就業に関する規則

平成18年6月29日

国立美術館規則第50号

### (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館における館長(役員である館長を除く。以下同じ。)の採用、給与その他就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (就業規則の適用)

第2条 館長の就業に関する事項は、次条以下に定めるところによるほかは、独立行政法人国立美術館職員就業規則(平成18年国立美術館規則第16号。以下「就業規則」という。)その他関係規則の規定を適用する。

### (採用)

第3条 館長は、任期を定めて採用するものとする。

### (任期)

第4条 前条に規定する任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 館長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (給与)

第5条 館長に支給する給与の種類は、次のとおりとし、この規則で定めるものを除き、給与の計算期間、支給日その他支給に関し必要な事項は、独立行政法人国立美術館職員給与規則(平成18年国立美術館規則第17号。以下「給与規則」という。)による。

- (1) 俸給月額
- (2) 地域手当
- (3) 通勤手当
- (4) 単身赴任手当
- (5) 期末特別手当

第6条 前条第1号の俸給月額は、724,000円から917,000円までの範囲内で理事長が決定する額とする。ただし、当該額には給与規則に規定する管理職手当を含むものとする。

第7条 館長には、次に定めるところにより期末特別手当を支給する。

2 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する場合に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合についても、同様とする。

3 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した場合にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において館長が受けるべき俸給月額及び地域手当の月額並びに俸給月額及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

4 前項の規定による期末特別手当の額は、理事長が館長としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、前項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額とすることができる。

5 前2項に規定するもののほか、期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。

(退職手当)

第8条 館長が退職等した場合の退職手当については、独立行政法人国立美術館職員退職手当規則別表第2の区分の適用は、第2号区分とする。

(就業規則等の適用除外等)

第9条 就業規則第8条、第11条、第12条、第18条及び給与規則第10条から第17条まで、第21条、第22条、第24条、第27条から第31条までの規定は、館長には適用しないものとする。

2 館長に対する就業規則その他関係規則の適用にあたっては、「職員」とあるのは「館長」と読み替えて適用するものとする。

(雑則)

第10条 この規則は、常時勤務することを要する館長に適用するものとし、常時勤務することを要しない館長を置く場合にあっては、別に理事長が定める。

(実施に関し必要な事項)

第11条 この規則に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長がそのつど定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(任期に関する特例)

2 この規則の施行に伴い、最初に館長となった者の任期については、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

3 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

4 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、当該規定中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

附 則(平成20年6月30日 国立美術館規則第6号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年6月9日 国立美術館規則第10号)

この規則は、平成21年6月9日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則(平成21年6月23日 国立美術館規則第13号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日 国立美術館規則第 19 号）  
この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日 国立美術館規則第 19 号）  
この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 25 日 国立美術館規則第 15 号）  
（施行期日）

1 この規則は、平成 22 年 6 月 25 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

（地域手当の暫定支給割合）

2 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの期間の地域手当の支給割合については、改正後の給与規則に定める支給割合にかかわらず、給与規則別表第 3 の平成 22 年度暫定支給割合に定める支給割合とする。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日 国立美術館規則第 19 号）  
この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。